

## 第三期兵庫県地域創生戦略広報リーフレット企画・制作業務 委託仕様書（案）

### 1 委託業務名

第三期兵庫県地域創生戦略広報リーフレット企画・制作業務

### 2 業務目的

全国的な少子高齢化及び人口減少が進展するなか、兵庫県では、人口減少下においても地域が活力を維持し、県民が将来への希望を持てる社会を実現するため、「兵庫県地域創生戦略」を策定し、若者の県外流出拡大、出生数の減少加速、地域間格差の拡大などの課題解決に向けて、様々な施策を実施している。

第三期戦略では、「五国の多様性を活かし、一人ひとりが望む働き方や質の高い暮らしが実現できる地域へ」という基本理念のもと、3つの柱と8つの方向性に基づき、地域創生の実現を目指していく。

本事業では、本県を取り巻く現状や目指すべき姿、地域創生に係る取組内容等を分かりやすくまとめたリーフレットを制作し、市町などの行政機関や関係団体等、地域創生の活動を実際に行っている者から、中・高校生をはじめとした若者など一般県民にも理解できる地域創生戦略を広く普及啓発することを目的とする広報を実施する。

### 3 事業期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日

### 4 事業費

金4,658,500円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

### 5 業務の概要

#### (1) リーフレット制作にあたって

「第三期兵庫県地域創生戦略」の内容を理解し、今後戦略を幅広く周知する際のメインツールとなることを前提として、県民に向けた魅力的なデザインと記事構成について提案し、委託者と協議して実施すること。

また、リーフレットは紙媒体だけでなく、県HPに掲載出来るよう電子媒体も制作すること。

#### (2) リーフレットの企画・制作・発送

本県を取り巻く現状や目指すべき姿、兵庫県地域創生戦略に係る取組内容等を分かりやすくまとめたリーフレット（紙媒体、電子媒体）を企画・制作し、紙媒体においては発送すること。

#### ① 紙媒体の規格等

- ア サイズ : A4サイズ 観音折り
- イ ページ数 : 8ページ
- ウ 刷 色 : フルカラー
- エ 紙 質 : 提案による

オ 部 数 : 2万部

※追加発注する場合のコストや対応方法は企画提案書に明示すること

## ② 掲載内容

ア 本県における第三期地域創生戦略について

※「第三期兵庫県地域創生戦略」は令和7年1月中旬から下旬に案が確定予定

イ 県が指定するメンバー（10～15名想定）への顔写真入りインタビューを掲載すること

(ア) 取材、または原稿提供で対応すること

(イ) メンバーは地域創生戦略会議または企画委員会のメンバー及び県政策コーディネーターや県内で活動する起業家等

(ウ) 取材及び原稿提供等に関する連絡は受託者が行うこと  
連絡先は県が提供する

(エ) インタビュー記事は一人あたり100～200字程度とする

ウ 市町などの行政機関や関係団体等、地域創生の活動を実際に行っている者から、中・高校生をはじめとした若者など一般県民にも理解できる内容とするよう、工夫すること（新聞に例えると、同じテーマの記事であっても、新聞とこども新聞が共存するイメージ）

エ 概念だけに留まらず、戦略の実現に向けた具体的な取組内容を掲載すること

オ 表紙デザインは、興味・関心をひく、見た人が読み進めたいくなるオリジナルデザインにすること。

## ③ 電子媒体の規格等

ア ファイル形式 : HTML

イ サイズ : 最大10MB

## ④ 発送

県が提供する送付先リストへリーフレット（部数指定）並びに説明資料（A4）1枚を送付する。※参考：県民局・県民センター10か所、41市町の地域創生戦略部署

## ⑤ 納品

ア 納品物 : (紙媒体)リーフレット2万部の内、④で発送した残り  
(電子媒体)電子データ並びにDVD-R等記録媒体1部

イ 納品場所 : 兵庫県庁 2号館3階 企画部計画課または同西館2階企画部倉庫

ウ 納期限 : (紙、電子媒体両方)令和7年3月31日 (月)

## ⑥ その他

ア 兵庫県地域創生戦略の要点をまとめ、本県の推進する地域創生の取組や目指すべき姿を視覚化して、分かりやすく伝えること。

イ 第三期兵庫県地域創生戦略（令和7～11年度版）は本県にて現在策定中であり、令和7年3月の完成を予定している。

ウ 委託業務契約締結後、次期戦略の骨子や素案等を用いて、リーフレット制作に着手するものとするが、本業務にて知り得た情報の本業務外への流用および情報開示は禁止する。

- エ 単なる事業の説明ではなく、興味・関心をひく紙面企画・デザインを行い、見た人が読みたくなるようなリーフレットを制作すること。
- オ イラストや写真等を用いて分かりやすく、オリジナリティのある内容とすること。
- カ 提案をする際は、全体構成イメージを作成し、提示すること。
- キ インタビュー対象者の写真・イラスト制作等にかかる費用・著作権使用料等は、事業費に含まれるものとする。
- ク 制作するリーフレットへの広告掲載は認めない。
- ケ 提案にあたり、第二期兵庫県地域創生戦略（令和2～6年版）を参考とする場合は、以下のURLを参照すること。
  - <「兵庫県地域創生戦略」の実施状況について>  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk07/zissizyoukyou.html>
  - <「兵庫県地域創生戦略会議」の開催状況について>  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk07/senryakukaigi.html>
  - <「ひょうご地域創生通信vol.5」>  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk07/documents/vol5.pdf>

## 6 業務実施上の留意点

### (1) 契約の締結

- ① 本コンペは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- ② 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

### (2) 実施計画の策定

受託者は、業務を進めるに当たり、事業計画及びスケジュール、実施体制等を示した実施計画を県に提出すること。

### (3) 業務の進捗管理

本件業務の進め方について、受託者は県と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

### (4) 業務の履行に関する措置

- ① 本件業務の履行においては、委託者の指示に従うこと。業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、業務遂行にあたること。
- ③ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。

### (5) 成果物の利用（二次利用）

本件業務の成果物にかかる著作権、所有権は、県に帰属し、県は当該成果物を自ら使用するために必要な範囲内において、利用できるものとする。ただし、成果物に含まれる著作物等のうち、受託者又は第三者が従前から保有する権利物に関する権利

は、受託者又は当該第三者に留保されるものとし、受託者は当該権利物につき、県がこの契約に従って成果物を使用するために必要な権利処理を行うものとする。なお、広報展開に受託者自らの発行する媒体又は関連する媒体における広告等を含む場合は、受託者は、当該広告を自らの媒体又は関連する媒体のデジタルアーカイブ等に、対価の支払を要することなく掲載することができる。

#### (6) 機密の保持

受託者は本件業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本件業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

#### (7) 個人情報の保護

受託者は、本件業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）を遵守しなければならない。

#### (8) 著作権・肖像権

- ① 受託者は、成果物が第三者の所有権や著作権その他の権利を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続を行うこと。費用が発生する場合は、受託者において負担すること。
- ② 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・画像等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。
- ③ BGM等の音楽や画像等の素材の使用に関しては、この契約期間の終了後も、著作権等の問題が発生しないようにすること。

#### (9) 再委託

本件業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

#### (10) その他

- ① 受託者は本件業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は本件業務の終了後、実績報告書を作成し、令和7年4月10日（木）までに県に提出すること。

- ③ 本件業務に関する必要な経費はすべて契約金額に含むものとする。
- ④ 受託者は、契約時に契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納めること。ただし、兵庫県財務規則第100条第1項第1号から第8号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することがある。
- ⑤ 県は、受託者の事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は本件事務の処理に関して受託者に適正な履行を求めることができるものとし、受託者は、特別な理由がない限り、この調査又は報告に応じることとし、この業務の終了後も、業務が終了する日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。この際、受託者は、調査又は報告に応じることができるよう、事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理しておくこととする。
- ⑥ この業務に要した費用の額が契約時の委託料の額を下回ったときは、実際に要した額を委託料の額とする。